

関西医療学園 理事長退任慰労金等規程

第1条 この規程は、学校法人関西医療学園（以下「学園」という。）役員退任慰労金等規程第4条第1項及び第5条第1項に基づき、学園の理事長の退任慰労金及び報労金について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 退任慰労金は、理事長が退任又は在任中死亡したときにこれを支給する。ただし、不正その他自己の責に帰すべき事由により退任する場合は、その限りでない。

第3条 退任慰労金は、慰労金の基準額を退任時の俸給月額とし、これに在任期間（1年未満の端数月日は切捨てる。）に理事会の決議を経て決定した功績に対応する支給率を乗じて得た額とする。

功 績 区 分	支 給 率
学園の発展に功績があった者	在任期間1年につき3箇月
学園の発展に特に功績があった者	在任期間1年につき4箇月
学園の発展に極めて功績があった者	在任期間1年につき5箇月

第4条 報労金は、理事長として20年以上在任し、退任又は在任中死亡した者で、学園の発展に極めて功績があった者に対し、退任時の俸給月額の60箇月分を上限として、理事会の決議を経て支給することができる。

第5条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

附 則

1. この規程は平成26年12月6日から施行し、平成26年3月1日から適用する。

附 則

1. この規程は令和2年4月1日から施行する。